**恵庭商工会議所　備品貸出要領**

（目　　的）

第１条　この要領は、会員事業所の生産性の向上を図るため、恵庭商工会議所が所管する備品の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第２条　前条の備品の貸出しは、恵庭商工会議所の会員事業所が使用する場合に行うものとする。ただし、会頭が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（貸出申請）

第３条　備品の貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、あらかじめ、借用申請書（別記様式）を提出するものとする。但し、貸出を希望する団体は貸出を受けようとする日の１週間前までに借用申請書を事務局まで提出するものとする。

（貸出期間）

第４条　備品の貸出時間は、１日以内を原則とする。ただし、会頭が特に必要と認めた場合は、この限りでない。その場合、事前にいつ返却するかを明確にしておく。

（使用料）

第５条　備品の使用料は、無料とする。

（引渡し及び返却）

第６条　備品の引渡しおよび返却は、借受者の負担のもと、会頭の指定した期日および場所で行うものとする。

（借受者の遵守事項）

第７条　備品の使用に際し、借受者に生じた損害または第三者に及ぼした損害は、借受者の責任においてその賠償を行う。

２　借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(１)　備品の使用において、滅失、破損若しくは故障を生じたときは、借受者の負担においてこれを補てんし、または修理しなければならない。

ただし、天災、その他借受者にその責がないと認められる場合は、この限りではない。

(２)　備品に故障が生じた場合には、その旨を会頭に連絡し、速やかに返却しなければならない。

(３)　借用の目的以外に使用し、または使用の権利を他に譲渡もしくは転貸してはならない。

(４)　備品の使用に際し、常に安全に努めなければならない。

(５)　備品の使用に際して、借受者の負担において必要に応じて傷害保険、賠償責任保険等に加入しなければならない。

（貸出停止）

第８条　会頭は、借受者が前条第１項各号に掲げている事項に違反していると認めた場合は、備品の貸出停止または返却を命ずることができる。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、備品の貸出しに関し必要な事項は、会頭が別に定める。